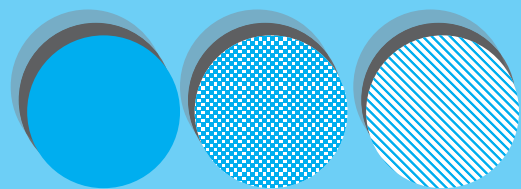


# 第 6 章





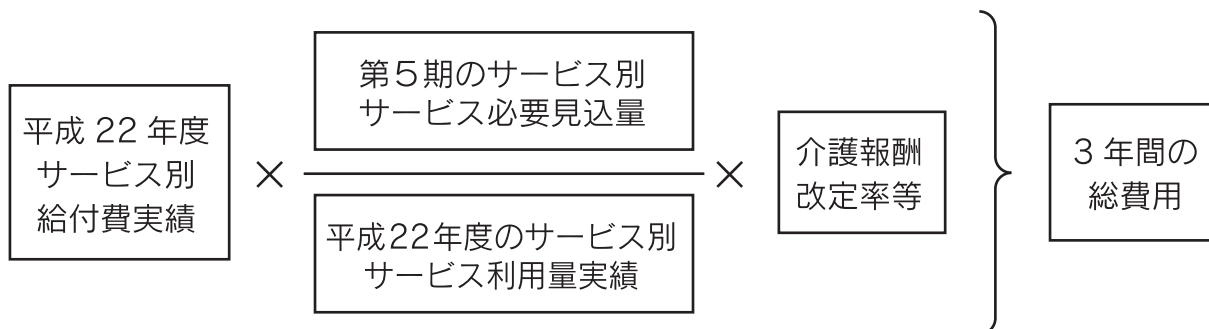
## 第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

### 1. 第5期介護保険事業計画における事業費

#### (1) 保険給付費等の見込み方

事業計画期間（平成24～26年度）における介護サービスの見込量などをもとに、介護保険の事業費を次のように見込みました。

##### ① 保険給付費（在宅サービス・施設サービス）



##### ② その他の経費（在宅・施設サービスに共通の経費）

- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 特定入所者介護サービス費
- 国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料

##### ③ 地域支援事業費

各年度の保険給付費（審査支払手数料除く。）の下表に掲げる率の枠内で見込みました。

- 介護予防事業
- 包括的支援事業・任意事業 ※法廷上限

区 分	H24	H25	H26
地域支援事業費	3.0%以内	3.0%以内	3.0%以内
介護予防事業費	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内
包括的支援事業・任意事業費	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内

(2) 第5期計画期間（平成24～26年度）における保険給付費等の見込み  
（利用者負担を除いた額）

（単位：百万円）

支出区分	H24	H25	H26
介護給付費	76,513	80,900	85,230
在宅サービス経費	45,711	48,452	51,472
施設サービス経費	26,333	27,723	28,811
その他の経費	4,469	4,725	4,947
地域支援事業費	1,835	1,939	2,044
介護予防事業費	306	323	341
包括的支援事業・任意事業費	1,529	1,616	1,703
支出合計	78,348	82,839	87,274

248,461 百万円

(3) 保険給付費等の負担割合

支出区分	左の負担割合		
保険給付費 (居宅給付費)	国負担分	定率負担分	20%
		調整交付金	4.98%
	県負担分		12.5%
	市負担分		12.5%
	第2号保険料（40～64歳）		29%
	第1号保険料（65歳以上）		21.02%
保険給付費 (施設等給付費)	国負担分	定率負担分	15%
		調整交付金	4.98%
	県負担分		17.5%
	市負担分		12.5%
	第2号保険料（40～64歳）		29%
	第1号保険料（65歳以上）		21.02%
地域支援事業費 (介護予防事業費)	国負担分		25%
	県負担分		12.5%
	市負担分		12.5%
	第2号保険料（40～64歳）		29%
	第1号保険料（65歳以上）		21%
地域支援事業費 (包括的支援事業 ・任意事業費)	国負担分		39.5%
	県負担分		19.75%
	市負担分		19.75%
	第1号保険料（65歳以上）		21%

◎ 第1号被保険者（65才以上の方）で負担すべき経費（3カ年間）

①事業費（第1号被保険者負担分）

○保険給付費	51,003 百万円
○地域支援事業費（介護予防事業費）	204 百万円
○地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業費）	1,018 百万円

---

合計 52,225 百万円

②介護給付費準備基金からの繰入れ

○第4期までの保険料剰余分	43 百万円
○介護保険財政安定化基金交付金分	327 百万円

---

合計 370 百万円

<保険料収納必要額>

①事業費 - ②基金からの繰入れ = 51,855 百万円

## 2. 第1号被保険者保険料の算出方法

### (1) 所得段階別被保険者数

区分		H24	H25	H26	
第1段階	生活保護受給	15,404	16,136	16,926	
第2段階	世帯全員が 市税非課税 本人が市税非課税	老齢福祉年金受給			
特例割合		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	48,022	50,279	52,716
第3段階	世帯に市税非課税 本人が市税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	18,719	19,630	20,613
特例割合		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超える	19,948	20,898	21,923
第4段階	世帯に市税非課税 本人が市税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	37,219	38,987	40,896
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超える	26,246	27,493	28,839
第6段階	本人が市税課税	本人の合計所得金額が125万円以下	26,561	27,822	29,185
第7段階		本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	29,485	30,885	32,398
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	20,574	21,551	22,607
第9段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	7,266	7,611	7,983
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	3,663	3,837	4,025
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	1,995	2,090	2,192
第12段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	1,324	1,386	1,454
合計	本人の合計所得金額が700万円以上	6,774	7,095	7,443	
合計		263,200	275,700	289,200	

※下記「(2)第1号保険料の低所得者への配慮」の対象見込み数500人を第2段階へ移行しています。

負担割合(0.45～2.50)で補正した第1号被保険者数

	H24	H25	H26	3カ年合計
補正第1号被保険者数	261,902人	274,344人	287,786人	824,032人

$$\begin{array}{l}
 \text{※補正第1号被保険者数} \\
 \text{第1段階} \quad \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{人} \times 0.45 = \bullet\bullet\bullet\text{人} \\
 \vdots \\
 \text{第12段階} \quad \triangle\triangle\triangle\text{人} \times 2.50 = \blacktriangle\blacktriangle\blacktriangle\text{人} \\
 \hline
 \text{合計(補正第1号被保険者数)} \quad \square\square\square\text{人}
 \end{array}$$

### (2) 第1号被保険者保険料の低所得者への配慮

低所得者対策として、保険料所得段階の第3段階と第3段階特例割合の方のうち、収入・資産など一定の基準を満たす方に対し、保険料額第3段階及び第3段階特例割合から第2段階に減額する制度を本市独自で実施します。

(各年度見込み：第3段階50人、第3段階特例割合450人)

### (3) 第1号被保険者保険料の算出方法

3か年で第1号被保険者が負担すべき経費 (保険料収納必要額)	51,855 百万円
÷	÷
負担割合で補正した3か年の第1号被保険者数 (補正第1号被保険者数)	824,032 人
÷	÷
過去の収納状況より推計した保険料の収納率 (保険料予定収納率)	97.80%
÷	÷
12 か月	12 か月
=	=
第5期事業計画期間における 第1号被保険者保険料基準月額	5,362円

#### ○所得段階別の第1号被保険者保険料

区 分			計算方法	平均月額 保険料額
第1段階	生活保護受給		基準額 ×0.45	2,413 円
第2段階	本人が 市民税非課税	世帯全員が 老齢福祉年金受給	基準額 ×0.45	2,413 円
特例 割合		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	基準額 ×0.65	3,485 円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超 120万円以下	基準額 ×0.75	4,022 円
特例 割合	本人が 市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える	基準額 ×0.93	4,987 円
第4段階		世帯に 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	基準額 ×1.00	5,362 円
第5段階	本人が 市民税課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える	基準額 ×1.10	5,898 円
第6段階		本人の合計所得金額が 125万円以下	基準額 ×1.30	6,971 円
第7段階		本人の合計所得金額が 125万円超 200万円未満	基準額 ×1.60	8,579 円
第8段階		本人の合計所得金額が 200万円以上 300万円未満	基準額 ×1.80	9,652 円
第9段階		本人の合計所得金額が 300万円以上 400万円未満	基準額 ×2.00	10,724 円
第10段階		本人の合計所得金額が 400万円以上 500万円未満	基準額 ×2.20	11,796 円
第11段階		本人の合計所得金額が 500万円以上 600万円未満	基準額 ×2.40	12,869 円
第12段階		本人の合計所得金額が 600万円以上 700万円未満	基準額 ×2.50	13,405 円

